

第1 事業計画総括

1 法人の経営

(1) 社会福祉事業団をめぐる動向と対応

① 社会福祉法人制度改革への対応について

戦後の社会福祉制度の歩みを概観すると、社会福祉法人制度は昭和26年に制定・施行された社会福祉事業法により創設され、以降、社会福祉法人は、行政の規制や監督を受けつつ、主として国の措置事業を担う法人として機能してきた。昭和40年代になると制度も充実し、生活保護法、児童福祉法など利用者に対応し分化が進んだ。

特別区では、昭和40年の地方自治法改正に伴い昭和42年度から更生施設等を共同処理することとなった。その更生施設等を受託経営することを主目的に、事業団が平成2年12月、いわゆる46通知の趣旨に則り設立された。

社会福祉制度は、その後、高齢者をはじめ多様な福祉ニーズへの対応が重要な政策課題となり、平成12年の介護保険法施行に合わせ、社会福祉事業法が改正され社会福祉法が制定された。この「社会福祉基礎構造改革」によって、措置から契約に、そして、株式会社など多様な主体が社会福祉に参入できるようになった。このことにより、利用者ニーズに応じたサービス提供、経営の効率化等が重視され、これまでの施設管理から法人経営という観点が次第に必要となってきた。

今回の社会福祉法改正は、平成18年の公益法人改革をベースに基礎構造改革を更に推し進める内容となっており、法人運営におけるガバナンスの強化、透明性の確保、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下など、いずれも「法人経営」という観点なしには取り組めない課題となっている。

事業団は、平成38年度までの長期計画策定作業の中で、自立的な経営、計画的な財政運営、計画的な人材育成等を検討してきたが、今回の社会福祉法改正に対しても、法人経営という視点に立って与えられた課題を確実に実行していく。

② 特別区の生活困窮者自立支援法関連の取組への対応について

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法は、第2のセーフティーネットとして、生活保護の受給に至る可能性のある者で自立が見込まれる者を対象として自立支援策の強化を図るものである。

施行から2年が経ち、多くの特別区で必須である自立相談支援のほか、就労準備支援、一時生活支援、学習等支援に取り組まれている。更生施設塩崎荘では、江東区から就労準備支援事業を受託し順調に実績をあげてきている。

今後、他の区からも自立支援法による支援事業の委託検討の依頼が増えてくると想定されることから、塩崎荘での1年間の経験・ノウハウを整理し、区からの検討依頼に積極的に応えられるよう準備していく。

③ 厚生施設等のあり方検討会への対応について

特別区では、平成 28 年 11 月の福祉主管部長会において、平成 29 年度に「厚生関係施設等のあり方検討会」を設置し、施設整備を中心に検討を行う予定である。検討内容では、施設利用者の属性の変化等に伴う課題、それに関連して現在の入所調整についても確認・検証を行うとともに、生活困窮者自立支援に係る特人厚及び厚生関係施設の役割の見直し、特人厚、厚生関係施設及び福祉事務所の連携強化についても具体的な検討を行うこととされている。

事業団は、設立以来 25 年以上にわたり数多くの厚生関係施設を運営してきた実績があり、特人厚と一体的に公的役割を果たす中核法人機能も担ってきた。あり方検討会での検討に際しては、これまでの施設運営、利用者支援の経験から、現在の施設運営の課題、利用者支援の課題、特人厚・福祉事務所との連絡調整上の課題などについて、事業団の見解として施設現場の意見を整理し、積極的に問題提起していく。

(2) 法人の重点目標

① 改正社会福祉法に基づく新たな法人運営について

- ・事業団は、平成 28 年 8 月に社会福祉法改正に伴う定款変更案について都の事前審査を受け、9 月評議員会を経て理事会において決議した。その後、11 月に発出された政省令に従い必要な修正を行って認可申請し、12 月 15 日に認可された。
- ・今回の主な定款の変更点は、次のとおり。

◇ 経営組織のガバナンスの強化として

- ア 評議員会を諮問機関から、法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う議決機関と位置づけ、そして、理事・理事長への牽制機能を強化したこと
- イ 評議員の選任・解任は、理事会と別組織である評議員選任・解任委員会で行うこと
- ウ 評議員数を 13 人とし、新たに学識経験者、弁護士、就労支援関係者を加えたこと
- エ 理事会は、業務執行に関する意思決定機関とするとともに、理事・理事長への牽制機能を働かせたこと

◇ 事業運営の透明化及び財務規律の強化として

- ア 新たに役員報酬基準を作成し、公表することにしたこと
- イ 内部留保の明確化としては、社会福祉充実残額を明らかにし、残額がある場合は、社会福祉事業等の新規実施や拡充に係る社会福祉充実計画を作成することにしたこと

◇ 地域における公益的な取組を実施する責務として

- ア 生活困窮者を支援するため、無料又は低額な料金での福祉サービスを積極的に提供することを責務として盛り込んだこと

- ・会計監査人の規定については、事業団では平成 31 年度より設置義務が生じるとしたことから、今回の定款変更から外した。また、政令により内部管理体制の整備も延期された。
- ・社会福祉法の大幅な改正に対し、都は、平成 28 年度から社会福祉法人の経営力強化事業を実施し、役員機能強化、法人運営自己点検シートの作成、本部機能向上策等に取り組んでいる。
- ・事業団は、特人厚によって設立された社会福祉法人であり地域福祉の担い手として重要な役割を果たす立場から、法改正の趣旨を的確に運営に反映させていく必要がある。そのために、都の事業を活用しながら財務規律の強化、特に社会福祉充実計画の取組、地域における公益的な取組を中心に、本部、施設が連携して取り組んでいく。

② 長期計画及び人材育成計画等の着実な実施について

- ・事業団の初めての「長期計画・人材育成計画」は、平成 27 年度中に策定する予定であったが、更生施設塩崎荘の開設、しのばず荘の新規指定管理等の業務に追われてできなかった。平成 28 年度も新規事業や財政基盤の見込みなどの検討が遅れていたが、年度内に策定できる見込みである。
- ・まず、基本的な考え方では、法人理念及び法人方針に従って 10 年後の基本目標を示している。基本目標は、以下の 5 つである。

ア 利用者支援の充実・強化	イ 新たな自主事業の取組
ウ 地域貢献事業の充実・強化	エ 人材育成の充実・強化
オ 財政基盤の強化	
- ・この 5 つの基本目標について、10 年間の具体的な取組を示すとともに、人材育成計画については別編として、現状と課題、目標とする職員像を示し、総合的な人事管理とそれに基づく人材育成の基本体系を盛り込んでいる。
- ・10 年間の計画表の中には、指定管理施設・受託施設の維持を前提に、新規事業の開始年度の見込みを示し、のぞみ荘の委託期間終了後の対応、みのり舎の事業所賃貸借契約終了後の対応など、事業団自主施設の継続方法も盛り込み計画的に取り組んでいく。社会福祉充実計画もこの計画表が活用されることになる。
- ・計画の初年度となる平成 29 年度は、次の点を重点に取組を進める。

ア 長期的に不足が予測される退職手当の計画的な積増し、新規事業開始に向けた必要資金の積立てのため、人事・給与制度の見直し等による財政基盤を強化すること
イ 将来の事業団を担う人材確保に向けて、様々な経験を積み、職場や利用者から信頼される職員を育成するため、総合的人事管理の根幹である人事評価制度を定着させること

③ 事業団立更生施設塩崎荘の新たな事業展開について

- ・平成 28 年に開設した更生施設塩崎荘は事業団の拠点施設として、更生施設事業以外にも新たな取組を行っている。特に江東区就労支援センターでは所内作業のほか、マラソン大会での記念品配布ボランティアや寺院の境内清掃作業など、

着実な成果を積んでいる。

- ・平成 29 年度は、本格的な農業体験の実施及び江東区生活自立支援員（事業団の派遣職員）との連携の 2 点を重点的に取り組んでいく。前者は塩崎荘内の「畑」で有機栽培等に挑戦するもので、後者は江東区内の要支援者に対し訪問と通所の両面からの相乗的な支援を行っていくものである。さらに、新たに始める通所事業では、現在のアフターケア事業を円滑に移行させるとともに、施設 0B だけでなく近隣区の対象者も積極的に受け入れる。
- ・また、無料職業紹介事業、認定就労訓練事業を、更生施設の利用者支援にどのように結び付け、事業展開できるのか、通所訪問事業の取組の中で積極的に検討していく。

④ 宿泊所綾瀬荘開設と新宿寮での新たな巡回・支援事業について

- ・平成 28 年 12 月に指定管理者に選定された宿泊所綾瀬荘は、平成 29 年 5 月に竣工、6 月に再開される。開設準備として厚生部と打ち合わせ、平成 29 年 4 月には寮長・非常勤職員を配置。期間は短いが利用者の入所に向けて、事務所整備、利用のしおり等の作成、地元関係機関への PR 等、具体的な準備作業を進めていく。
- ・自立支援センター新宿寮では、平成 29 年度から長期化・高齢化した路上生活者に対する新たな巡回・支援のモデル事業を特人厚から受託する。この事業の柱は、医師・保健師を配置した特別巡回事業、支援付住宅での 6 か月間の居住支援・見守り支援である。これまでの巡回事業を更に深掘りするという厳しい事業となるが、10 年間、第 1 ブロックで培ってきたノウハウ・経験を結集して成果をあげていく。

⑤ 長期利用者の退所促進について

- ・宿所提供施設、宿泊所における長期利用者の退所促進を図るため、平成 27 年度から所長会の下に「長期利用者退所促進 PT」を設置し、検討を重ねてきた。本部、施設及び厚生部が緊密に連携し、長期利用者の世帯単位の対処方針を立てて、福祉事務所の協力も得ながら対応してきた。その結果、平成 29 年度末を以って休止となる宿泊所高浜荘の長期利用者については、施設、福祉事務所の働きかけによって退所までつなげることができた。
- ・平成 29 年度も退所促進 PT を継続し、同じく平成 30 年度から改築工事が始まる新幸荘第 2 棟に在籍する長期利用者を中心に退所促進を積極的に働きかけていく。

(3) 法人運営の主な課題と取組

- ① カナルサイド高浜建替えに伴う本部仮移転及び宿泊所高浜荘の休止について
 - ・カナルサイド高浜は、平成 31 年度に解体する予定である。これに伴い、事業団では既に平成 29 年秋口に本部の新塩崎荘仮移転を決めている。円滑に仮移転を進めるため、経営管理課の本部移転準備検討会を中心に厚生部と連携して取り組んでいく。
 - ・また、宿泊所高浜荘は、平成 30 年度当初から 4 年程度休止する予定であり、閉鎖に向けて厚生部が行う利用者の入所調整に協力するとともに、施設解体に備え書類や備品等の保管体制を確保する。

- ② 施設説明会・見学会の計画的な実施について
 - ・平成 28 年 10 月に評議員である社協事務局長を中心に行った計 7 回の施設見学会には、延べ 29 人の参加者があった。その後の感想では、各区の福祉部長、保護課長にも是非見学の機会を作ってほしいとの声が寄せられた。事業団の施設では、これまで施設ごとに別々に福祉事務所の係長・職員を対象に説明会・見学会を実施してきたが、年度途中で急遽開催したり対象者の区域が統一されず、また、説明資料もばらばらという状況であった。
 - ・施設説明会・見学会は、多様な施設の現状を直接見ていただき、施設を充分活用し各区の福祉行政に役立てていただく契機となるものである。同時に施設にとっても直接 PR できる良い機会でもあり、多くの利用者の入所につながるものでもある。
 - ・こうしたことから、事業団として、平成 29 年度は、年間の施設説明会・見学会スケジュールをあらかじめ各区にお知らせし、各区が日程を調整し計画的に見学できるように取り組んでいく。また、特人厚と連携し、福祉主管部長会、福祉事務所長会等にも見学会参加を働きかけていく。

- ③ 個人情報保護の徹底について
 - ・平成 27 年度末に付与申請したプライバシーマークについては、審査の結果、事業団の規程や内部監査等の体制整備が不十分とされた。事業団では、この際に示された指摘事項に沿って、個人情報保護マネジメントシステム検討委員会を中心に個人情報保護体制の整備を図ってきた。
 - ・平成 29 年度は、整備した規程に従い、施設・本部の個人情報保護の確実な運用、職員教育、内部監査とその結果による改善という、マネジメントサイクルを確立していく。また、こうしたサイクルを適切に進行管理する担当を本部に配置し、検討委員会と共に個人情報保護を第一とした法人運営・施設運営を推進する。

- ④ 広報活動の充実について
 - ・所長会のもとで「広報活動のあり方 PT」は、平成 28 年度はホームページの充実、特に各施設のトピックス情報の掲載を中心に検討し、施設を絞って試行を行っ

た。

- ・平成 29 年度は本部の体制も整備し、モデル実施の効果測定・検証作業を行い、掲載内容の追加や施設拡大を図る。あわせて、ホームページのリニューアルについても検討する。
- ・そのほか、広報誌の発行については、ホームページの効果測定とともに、かつての「事業団だより」の発行・廃刊の経緯も調査しながら、発行方法や経費、また、業務量やその効果などを総合的に検討し、結論を得るものとする。

⑤ 利用者支援に係る取組の共有化について

- ・事業団は、様々な施設で多くの利用者に対し、福祉事務所や特人厚、地域の関係団体と連携して就労自立や地域生活移行に向けた支援を精力的に行っている。最近の入所者の状況では若年層や精神疾患の方が増加し、宿提施設での DV ケースも 2 割を超える割合で推移しており、また、支援が複雑・困難なケースも増えてきている。
- ・こうした状況を踏まえ、利用者支援の向上、職員の専門的能力を高めるために、施設での支援例を適切に評価し事例集としてまとめていく。全体発表会等を通して事業団内で共有化を図るとともに、福祉事務所、関係者等に施設の現状と事業団の実践を伝えていく。発表会等には他法人の参加を積極的に呼びかけ、相互のレベルアップに努める。
- ・事例集のまとめ・発表を契機に、更宿連や東社協更生福祉部会、場合によっては、特別区と連携し、国に対し施設の実情を訴え、職員配置等の見直しを強く求めていく。

⑥ 施設における安全対策及び水害対策への点検と施設整備について

- ・平成 28 年 7 月に「津久井やまゆり園」で発生した事件を受け、国は、「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」を発出した。国は、地域と一体となった開かれた施設となることと、不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保された施設となることの両立を図ることが重要だと指摘し、施設での点検項目を整理している。
- ・8 月には、豪雨による災害によって岩泉町の高齢者グループホームで多数の被害者が出た。国は、「救護施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」を通知し、施設での確実な情報把握、早め早めの避難判断、水害・土砂災害等も盛り込んだ「非常災害対策計画」の策定と避難訓練の実施を求めている。
- ・国の通知に従い、事業団でも施設の安全点検や非常災害対策計画に基づく避難訓練を効果的に実施する方法を検討する必要がある。また、特人厚が設置した施設が多いことから、防犯対策や非常災害対策等については、施設運営の視点から整備改善項目をまとめ、特人厚と協議しながら改善を図っていく。

(4) 理事会・評議員会の開催及び監事監査の実施

① 理事会・評議員会の開催

月	理事会（予定議題）	評議員会（予定議題）
4月	第1回理事会 ・新評議員の推薦 ・28年度下期の業務報告等	
5月	第2回理事会 ・28年度事業報告、収支決算・監査報告 ・社会福祉充実残額、社会福祉充実計画 ・役員報酬支払基準の制定等	
6月	第3回理事会 ・理事長の選任、業務執行理事の指名	定時評議員会 ・新役員の選任 ・28年度事業報告、収支決算・監査報告 ・29年度事業計画・収支予算の報告
11月	第4回理事会 ・29年度上期の業務報告 ・30年度法人の重点目標等	
2月	第5回理事会 ・30年度事業計画・収支予算案 ・30年度施設見学会・説明会等	
3月	第6回理事会 ・補正予算案 ・施設長の任命等	

このほか、必要に応じて臨時会を開催する。

② 監事監査の実施

5月の決算監査、11月、1月の中間決算監査を中心に随時、監事監査を実施する。

③ 評議員選任・解任委員会の開催

評議員に欠員が生じた場合は、理事長の招集のもと、委員会を開催する。

(5) 法人の規模と組織

① 規模

- ・平成29年度の受託施設（指定管理者）は、更生施設6施設、宿所提供施設5施設及び宿泊所3施設の計14施設（13事業所）である。
- ・指定管理者制度以外では、路上生活者対策事業として自立支援センター1施設（新宿寮）を受託している。

- ・事業団自主事業は、更生施設塩崎荘、母子生活支援施設のぞみ荘及び障害福祉サービス事業みのり舎の3事業である（P18「事業団運営施設等一覧」参照）。
- ・保護施設通所事業については、更生施設7施設全てで実施する。
- ・新宿区「地域生活安定促進事業」及び江東区「生活自立支援事業」、「就労準備支援事業」を平成29年度も引き続き受託し、実施する（P19「受託等事業一覧」参照）。
- ・平成29年度の事業運営費は約24億9千万円（対前年度比7.1%増）で、主たる財源は生活保護事業収入約15億4千万円（対前年度比6.1%増）である（「平成29年度収支予算書」参照）。

② 職員数

- ・平成29年度の職員配置計画総数は、常勤職員159人（事務局本部を含む、対前年度比16人増）、非常勤職員・パート職員91人（対前年度比2人増）で、計250人（対前年度比18人増）とする（P21「平成29年度職員配置計画」参照）。

③ 所長会・寮長会・主査会

- ・定例諸会議として所長会、寮長会及び主査会を開催し、日常的な事業の執行管理、情報共有を図る。また、経営改善や事務事業の見直し等の課題に取り組む。

<定例開催>

所長会・・・・・・・・毎月開催

（所長会総務部会も毎月所長会の前に開催）

寮長会・・・・・・・・隔月開催

主査会・・・・・・・・隔月開催

<随時開催>

専門部会

- ・所長会の下に各種検討PTを設置し、主査・寮長・主任も含め、事業団全体の課題について検討を行う。

2 厚生関係施設等の事業運営

(1) 更生施設

① 更生事業全般

- ・「更生施設自立支援プログラム」を活用し、実施機関と連携して、利用者の主体性を尊重した自立支援計画の作成、計画に基づく丁寧な支援を行い、目的達成率の向上を図る。また、改訂版「事業団運営施設 利用者支援手引き」に基づき、日常業務のレベルアップを図る。
- ・アパート借上事業、保護施設通所事業及び事業団の自主事業である障害福祉サービス事業所みのり舎を利用し、退所者の地域生活への定着を図るとともに、施設の退所を促進し、利用率を向上させる。
- ・宿所提供施設、宿泊所が実施している社会復帰促進事業を活用し、就労自立、地域生活に向けた支援を行う。

<更生施設 年間新規入所受入見込数>

施設名	定員 A(人)	平成 29 年度目標		平成 28 年度実績(見込)	
		年間入所見込 B(人)	新規利用率 B / A (%)	年間利用見込 C(人)	新規利用率 C / A (%)
塩崎荘	100	96	96.0	170	170.0
本木荘	50	75	150.0	75	75.0
けやき荘	30	45	150.0	55	183.3
淀橋荘	70	95	135.7	90	128.6
千駄ヶ谷荘	60	110	183.3	98	163.3
新塩崎荘	100	150	150.0	110	110.0
しのばず荘	100	155	155.0	153	153.0
合計	510	726	142.4	751	147.3

② 保護施設通所事業

- ・更生施設の機能を活用し、退所者等の施設への通所や居宅への職員の訪問により、退所者等が地域で自立した生活を安定的に継続できるよう支援する。
- ・施設の食事・入浴・洗濯などの機能を提供するだけでなく、所内作業や行事などのプログラムへの参加を促す。また、訪問や電話による相談を積極的に行い、利用者の状況を把握し、生活に寄り添った支援を実施する。

<保護施設通所事業 実施定員等>

施設名	定員		平成 29 年度目標		平成 28 年度実績(見込)	
	通所	訪問	通所(人)	訪問(人)	通所(人)	訪問(人)
塩崎荘	35	-	35	-	-	-
本木荘	22	3	22	3	20.5	1.5
けやき荘	14	1	14	1	14	1
淀橋荘	33	2	33	2	27	2
千駄ヶ谷荘	27	3	27	3	24	2
新塩崎荘	30	10	30	10	27	3
しのばず荘	30	10	30	10	30	5
合計	191	29	191	29	142.5	14.5

※更生施設塩崎荘は、平成 29 年度から保護施設通所事業を開始する。

③ 福祉事務所との連携

- ・更生施設を中心に、ブロック単位でのケースワーカーを対象とした施設運営状況の説明会を開催するとともに、福祉事務所のニーズ把握に努め、利用を促進していく。また、福祉事務所職員の参加促進のため、あらかじめ説明会の年間計画を示す。

④ 緊急対応枠、アパート借上事業、アフターフォロー事業

- ・緊急対応枠は、福祉事務所からの要望に迅速に応えられるよう体制を整える。男性施設では、主に地元区の福祉事務所からの依頼に基づき、概ね 1 か月間を利用期間として実施されている。女性施設のけやき荘では、緊急一時保護事業として 1 か月間を利用期間として実施されている。
- ・アパート借上事業は、居宅における自立した生活の訓練が必要な利用者に対し、更生施設がアパートを借り上げ、貸与する事業である。施設本体・通所事業及びアパート借上事業の三事業が相互に連動し、効果的な地域生活訓練及び事業利用促進に結び付けていく。
- ・アフターフォロー事業は、施設退所者を対象とした OB 又は OG 支援事業といわれる独自事業である。退所者が地域生活で直面する課題に寄り添い、緩やかに地域に移行できるよう柔軟な支援を展開する。

⑤ 一時入所事業

- ・精神的に不安定になった場合等に短期的に施設で受け入れ、状態の安定を目指す事業である。居宅で生活している方のほかに、精神科病院に入院中の方

も利用できる。

(2) 宿所提供施設

① 宿所提供施設事業全般

- ・宿所提供施設は、現在では緊急一時保護（原則3か月、最長6か月）に特化し、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする暴力や虐待からの逃避世帯や精神疾患を持つ世帯など、よりきめ細かい支援が求められている。
- ・これらに適切に対処するため、福祉事務所や公的相談機関、医療機関との密接な連携、ボランティアの積極的な受入れ等、社会資源の有効活用を図っていく。
- ・利用率が低下している現状について、福祉事務所のニーズ把握に努め利用促進を図っていく。

<宿所提供施設 年間新規入所受入見込数>

施設名	定員 (世帯)	平成 29 年度目標		平成 28 年度実績(見込)	
		年間入所見込 B (世帯)	新規利用率 B / A (%)	年間利用見込 C (世帯)	新規利用率 C / A (%)
西新井栄荘	32	100	312.5	100	312.5
淀橋荘	27	90	333.3	80	296.3
小豆沢荘	45	135	300.0	120	266.7
千歳荘	38	84	221.1	76	200.0
葛飾荘	40	80	200.0	80	200.0
合計	182	489	268.7	456	250.5

② 緊急一時保護事業

- ・罹災、立ち退き、家族の暴力、離婚、遺棄等の切迫した状況にある者を対象に、原則、3か月の短期間で受入れを行っている。福祉事務所や退所先となる施設と密に連携し、利用者を支援する。

③ 社会復帰促進事業

- ・更生施設を退所後、更に個別の自立訓練が必要な者を対象に概ね6か月を限度に、社会生活に必要な金銭管理、自炊訓練、就労支援等を実施する。現在、葛飾荘で5室確保されている。更生施設との連携を強化し、利用を促進する。

(3) 宿泊所

① 宿泊所事業全般

- ・建物老朽化に伴う工事のため休止していた宿泊所綾瀬荘は、平成 29 年 5 月に竣工し、6 月から事業団が指定管理者として、管理運営を行う。
- ・宿泊所高浜荘は、建替えのため平成 29 年度末で休止予定であり、円滑に閉鎖できるよう厚生部と連携して取り組んでいく。また、新幸荘でも平成 30 年度より第 2 棟の改修工事が行われることから、厚生部と協力し、対応していく。
- ・宿泊所の長期利用者に対しては、関係機関と連携しながら、退所促進を積極的に働きかけていく。

< 宿泊所 年間新規入所受入見込数 >

施設名	定員 (世帯)	平成 29 年度目標		平成 28 年度実績(見込)	
		年間入所見込 B (世帯)	新規利用率 B / A (%)	年間利用見込 C (世帯)	新規利用率 C / A (%)
高浜荘	54	70	129.6	135	250.0
新幸荘	66	130	197.0	130	197.0
綾瀬荘	34	126	371.0	-	-
合計	154	326	211.7	265	220.8

② 緊急一時保護事業

- ・緊急一時保護事業の中でも、非保護世帯の入所が多い宿泊所では、短期間での転宅資金の確保も求められ、必要に応じた各種福祉サービス窓口の紹介等の支援が欠かせない。それぞれの世帯の事情に応じた速やかな支援を実施する。

③ 社会復帰促進事業

- ・現在、新幸荘、高浜荘で合計 11 室が確保されている。宿所提供施設と同様、更生施設との連携を強化し、利用の促進を図る。

(4) 路上生活者対策事業 自立支援センター「新宿寮」

- ・生活困窮者自立支援法に基づき、路上生活者を対象に「巡回相談事業」、「緊急一時保護事業」、「自立支援事業」、「地域生活継続支援事業」を実施する。
- ・平成 29 年度は、新宿寮において、長期路上生活者を対象に借上げアパート等を利用し、直接路上生活からの脱却を図るモデル事業を実施する。

<新宿寮 利用見込等>

区 分	定員 (人)	平成 29 年度目標		平成 28 年度実績(見込)	
		年間入所見込 B (人)	新規利用率 B / A (%)	年間利用見込 C (人)	新規利用率 C / A (%)
緊急一時保護	25	240	960.0	234	936.0
自立支援施設	45	192	426.7	193	428.9
自立支援住宅	40	108	270.0	93	232.5

(5) 母子生活支援施設「のぞみ荘」

- ・「家族の関係を育む支援」、「地域で生活するための力を育てる支援」、「退所後の地域生活継続に向けた支援」を柱に、子どもの人権を尊重し、共に子育てをしていくための支援、キャリアアップするための支援、就労継続等の支援を展開していく。

<のぞみ荘 年間新規入所受入見込数>

区分	定員 (世帯)	平成 29 年度目標		平成 28 年度実績(見込)	
		年間入所見込 B (世帯)	新規利用率 B / A (%)	年間利用見込 C (世帯)	新規利用率 C / A (%)
一 般	20	12	60.0	12	60.0
緊急保護	2	15	750.0	12	600.0
罹 災	2	8	400.0	8	400.0
合 計	24	35	145.8	32	133.3

(6) 障害福祉サービス事業「みのり舎^や」

- ・平成 24 年度から障害福祉サービス事業所を事業団自らが設置し、事業を開始した。就労継続支援（B 型）では、疾病や障害で一般就労が困難な方に対して働く場を提供し、就労意欲や社会生活力の向上を図る。自立訓練（生活訓練）では、地域での生活力や対人関係の維持向上を目的としたプログラムを提供する。平成 27 年度から新たに障害者相談支援事業（計画相談支援）の指定を受け、対象者のサービス等利用計画を策定し、総合的な相談支援に取り組んでいる。

<みのり舎 年間支援見込数>

区 分	定員 (人)	平成 29 年度目標		平成 28 年度実績(見込)	
		人数 (人)	利用総人数 (人)	人数 (人)	利用総人数 (人)
就労継続支援 (B 型)	20	36	4,700	33	4,570
自立訓練 (生活訓練)	6	10	700	8	370
計画相談支援	-	30	56	20	40

(7) 包括的施設支援事業

- ・包括的施設支援事業は、特人厚の全ての厚生関係施設を対象とした施設在所有者及び退所者の自立のための支援並びに施設サービスの向上を図るための事業（通称「バックアップセンター事業」）である。事業の多くは、その時代の福祉ニーズに即して、事業団が先駆的に実施してきたもので、事業団の管理運営する施設だけではなく、特人厚の設置する全ての施設にこの事業の利用を促していく。

(8) 福祉事務所サポート事業

① 新宿区地域生活安定促進事業

- ・平成 28 年度に引き続き新宿区から受託し、新宿区内在住で生活保護を受給している元路上生活者に対して、家庭訪問や関係機関への同行支援等を行う。対象者それぞれが抱える課題をどう解決していくか、きめ細かな支援が求められており、新宿区福祉事務所の地区担当者と連携しながら、対象者が地域で安定した生活が継続されるよう実施していく。

<新宿区地域生活安定促進事業 年間支援見込数>

年度	利用者数 (人)	「居宅訪問」「関係機関同行」回数 (回)
平成 29 年度目標	300	800
平成 28 年度実績 (見込)	280	760

② 江東区生活自立支援事業

- ・平成 28 年度に引き続き江東区から受託し、江東区内在住の被保護者で、精神疾患等により居宅の生活に様々な課題を抱えている方に対して、医療・保健・福祉等の社会資源を有効活用しながら、生活自立支援員の助言・提案及び関係機関との連携等により、対象者が抱える課題を解決しながら居宅生活の維持・向

上を目指した支援を行う。

- ・ブロック施設である新塩崎荘及び法人本部と密に連絡を取り合い、事業団のノウハウを生かした支援を行う。

＜江東区生活自立支援事業 年間支援見込数＞

年 度	所管	支援ケース数（人）	延べ支援回数（回）
平成 29 年度目標	保護第一課	60	1,400
	保護第二課	40	1,400
平成 28 年度実績 (見込)	保護第一課	60	1,400
	保護第二課	40	1,400

③ 江東区生活保護受給者等における就労準備支援事業

- ・平成 28 年度に引き続き江東区から受託し、更生施設塩崎荘に「江東区就労支援センター」を設置し、稼働年齢層の生活保護受給者及び生活困窮者に対し、就労に必要な基礎的能力を習得することを目的とした就労準備支援事業を実施する。

(9) 地域還元事業

- ・各施設で地域の特性に応じて様々な地域への貢献、交流事業を行っている。今後も地元町会や住民の意見を大切にし、地域に根ざした施設運営を行っていく。

	施 設 名		事 業 内 容
	主な地域 還元事業	更生施設	本木荘
けやき荘			利用者 OG 支援事業、地域開放室の利用開放
淀橋荘			利用者 OB 支援事業、自立訓練室の設置
千駄ヶ谷荘			利用者 OB 支援事業
新塩崎荘			利用者 OB 支援事業、住民参加行事の実施、 AA 開催場所の提供
しのばず荘			住民参加行事の実施

3 事業団の運営管理

(1) 内部管理事務

① 経常事務の効率化

- ・社会福祉法人としての経常事務は、①法令等の定めによる定例事務、②国、都、福祉事務所、社会福祉協議会、各種加入団体、労働基準監督署、社会保険事務所等の関係機関との関連事務、③人事・給与・労務・会計・監査等がある。
- ・これらに代表される経常事務は、複雑で多岐にわたるため、事務局と各施設との役割分担を明確にし、一部の事務処理を事務局で一括処理するなど、効率的で迅速な事務執行に努めていく。

② 内部経理監査・内部総務監査による統制

- ・平成 29 年度からは、新たに内部総務監査を実施し、施設における保存文書や勤怠の管理についての監査、指導を行う。また、引き続き内部経理監査を全施設において実施し、事務事業の適正な執行、内部統制の強化に努める。
- ・このことにより、今後事業団に求められるガバナンスの強化、内部管理体制の整備に向けて着実に取り組んでいく。
- ・そのほか、東京都の指導検査、特人厚の財政援助団体監査、法人監事の監査を受け、更なる事業運営の適正化に取り組む。

③ 次世代育成行動計画

- ・次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の仕事と生活の調和に資する環境づくりを進め、職員の心身の健康維持と職務意欲の向上を目指すことを目的として、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間を計画している。計画の目標は、「職員の職業生活と家庭生活の両立に向けた管理職対象の研修」、「業務の見直しや業務効率化を図り時間外労働削減の対策」、「年次有給休暇の取得促進のための措置」の 3 点である。
- ・平成 29 年度は、職員の年次有給休暇の取得促進や超過勤務の時間削減に向けた具体的な取組について検討していく。

④ 情報の発信

- ・福祉事務所、各区部課長等を対象とした施設説明会・見学会を実施し、施設の機能、利用者サービスの内容等について広く周知する。
- ・事業団ホームページに毎月施設トピックスを掲載し、施設で実施している季節行事等について情報を発信する。

(2) 危機管理（リスクマネジメント）

- ・「より良質な施設サービス」を標榜する事業団は、法人のリスク管理の基本の第一に「事故を未然に防ぐこと」とし、万一発生した場合は「利用者第一」で速やかに対応し、被害を最小限にとどめることと位置づけ取り組んでいる。

① 災害対策・防犯対策

- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災や平成 28 年 4 月の熊本地震を教訓に、全施設において事業継続計画（以下「BCP」という。）を策定し、法人一斉防災訓練の実施や非常時参集職員名簿の整備等を行っている。毎年、BCP の見直しを行い、施設の実情に応じたより実用性の高い内容に改訂している。平成 29 年度からは、水害・土砂災害等を想定した防災訓練も実施していく。
- ・利用者の安否確認や施設の巡回、防犯カメラの活用等により、施設の安全確保を徹底する。

② ハラスメント対策

- ・セクシュアル・ハラスメント対策委員会を設置し、セクシュアル・ハラスメントに対する相談受付やハラスメント防止研修の実施、啓発活動等を行っている。平成 29 年度以降は、パワーハラスメントやマタニティハラスメント等の各種ハラスメントに対しても相談窓口を拡げ、より職員の働きやすい職場環境づくりに向けて取り組む。

③ 労働安全衛生

- ・本事業団が独自に設置する労働安全衛生委員会を基軸とし、職員の定期健康診断の実施や事務室の作業環境測定を行い、職員の健康管理と職場環境の保持、あわせて、事故の未然防止を図ることとする。